

## 智頭町福祉課 令和6年度会計年度任用職員の募集について

1 職種、勤務先、採用予定者数、任用期間等 下記のとおり

### 2 受験資格

管理栄養士免許または栄養士免許取得者 かつ 普通自動車免許取得者  
町内在住者を優先

3 試験を受けられない者 地方公務員法第16条に該当する者

### 4 試験

(1) 日時、場所については、別途連絡します。

(2) 方法 ◇面接試験：個別面接による口述試験

◇書類審査：応募書類により志望動機、資格、経歴等

### 5 受験手続き及び受付期間

◎申込書は、役場福祉課（智頭町保健・医療・福祉総合センター「ほのぼの」内）で受領、  
又は町HPからダウンロードしてください。

◎申込書に必要事項を記入し、写真を添付のうえ、管理栄養士免許証または栄養士免許証の  
写しを添えて役場福祉課に提出してください（郵送可）。

### 6 その他注意事項

受理した提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

本試験に関して収集した個人情報については、試験の選考、通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

### 7 申込・問合せ先

〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1875番地

智頭町役場福祉課 古谷（電話75-4101）

メール fukushi@town.chizu.lg.jp

職種（勤務場所）	資格等	業務内容	週当たり勤務時間	勤務時間	採用予定人数	報酬額	期末手当	時間外手当	社会保険
管理栄養士または栄養士（福祉課）	管理栄養士免許または栄養士免許 普通自動車免許（AT限定可）	栄養指導・栄養相談に係る業務 智頭町食生活改善推進員事務局に係る業務	35時間	原則月曜日から金曜日のうち左欄記載の週当たり勤務時間 ただし、週休日・祝日勤務等を含む時間外勤務の場合あり	1人	月額169,174円 ～214,335円	○	○	○

### その他勤務条件等

任用期間	採用日の属する会計年度の末日までの期間 ※勤務実績等により再度任用する場合あり（1回まで） ※勤務年数による職員募集に対する応募制限なし ※任用後1カ月間は条件付き採用期間	休暇等	年次有給休暇 採用日より異なる （例：令和6年9月1日付採用の場合 初年度は7日） 【有給】夏季休暇・結婚休暇・子の看護休暇・忌引休暇、産前産後休暇等 【無給】育児休業制度等（※）別途取得要件あり
報酬	報酬額は、現時点における予定額（地方自治体における勤務経験年数等を勘案し、上記の範囲内で決定） 職員の給与改定による変動あり	駐車場	智頭町保健・医療・福祉総合センター「ほのぼの」駐車場を利用する場合は、1カ月当たり500円の駐車場協力金が必要
諸手当等	通勤費は、職員の支給基準に準じて支給 時間外勤務手当は、勤務実績に応じて支給（上の表で○の場合） 期末・勤勉手当支給月数：年4.5月 ※ただし、任用初年度は、任用期間により決定 条例規則等の改正による変動あり	社会保険等	鳥取県市町村職員共済組合に加入（健康保険）（上の表で○の場合のみ） 厚生年金保険・雇用保険加入あり（上の表で○の場合のみ） 労災保険又は公務災害補償制度あり